

# 公益法人法論（七）

林 壽 二

## 項 目

- 一 公益法人法の成立と展開（二―五号）
- 二 公益法人の事業
  - (一)、(二)（六、八号）
  - (三) 公益法人の財産と経理（本号）
  - (四) 公益法人の将来
- A 公益法人の財産
  - (三) 公益法人の財産と経理

本項では公益法人が目的たる事業を遂行するに必要な財産及び経理について考察したい。なお、本項に於て財

産とは、積極及び消極財産を併せ含むものとし、資産とは積極財産のみを指すものとする。

(a) 極めて特殊の場合(註1)を除いて、公益法人は何らかの財産をもたなければ事業を行い得ない。民法は社団法人に対して財産をもつとは云っていない(註2)が、それでも何らかの財産をもつことを期待している(民法三七四、四六六、七二等参照)ように思われる(註3)。社団法人たる公益法人でも、特別法によって一定の財産の所有を要求されているものがある。例えば公益質屋、博物館、私立図書館、中央卸売市場を経営するものなど。この点新しい立法になると例えば宗教法人法(一一三、八一)は、宗教団体は礼拝の施設その他の財産(境内建物、境内地等)を所有すべきものとし、商工会議所法(二七)は、商工会議所の設立認可要件に「事業を実施するために必要な経済的基礎、施設」を有すべきものとし、日本赤十字社法(七、三二、三三等)も亦、日本赤十字社が事業遂行のために或程度の財産をもつことが要求されている。全く財産をもたない法人が公益の生産者たり得るか、斯るものに法人格を与える必要があるか疑わしい。

法人の財産と社員及び理事との間に如何なる関係があるか。法人の財産が社員の財産と別個であることは云うまでもない。社員の拠出した社費は民法四一条に準じて贈与とみれば、社員は定款に特別の定めのない限り、残余財産の帰属の如きを主張し得ない。社員は法人の財産については唯社員総会を通じてのみ間接的に干与するのであって、社員の持分権的支配が及ぶのではない。このことは又、社員は法人の債権者に対して責任を負わないことを示す。又公益法人の財産を社員の共同所有物と考えることから、幾つかの誤解を生む。例えば社員は社費の反対給付として法人から当然に公益の分配をうけるものであると考えるような場合である。社員は寄附行為者と同じく法人のために物心を贈与するものであって、公益の分配をあづかる者とは理論上全く別個で、兩

者は直接関連はない。更に右の考え方と公共の觀念に關する誤解が入り混つて、入会権的土地所有を觀念する社団法人が生れたり、社員が恰も会社の出資者の如く当然に残余財産の分配にあづかる権利があるかの如き結果を生ずる。又、社費の贈与の性質からみれば、社員が「營利目的ト」して社団法人に参加することはあり得ない。社員には法人の財産につき持分権はなく、又社員権の移転ということも財産的な意味はもたない。このようなことから公益法人の財産の公共性も、免税措置も、残余財産の他の公益事業又は国庫帰属の原則も考えられる。

なお、公益法人の財産は企業のと異なり、資本的な価値として抽象的に觀察するのではなく(但し、収益を生むためのもの、例えば収益財産又は収益事業財産の如きは別であるが)、むしろ具体的な、謂わばW—G—Wをもって表現される財物として觀察される。このことが終局に於て公益法人の經濟的立場が資本主義的經濟關係で劣位にある所以であらう。

(b) 公益法人の財産に關連して、公益法人の实体に一言触れる。公益法人は法上も社会上も既に存在している。自然人以外に独立の人格を認めて權利義務の主体たらしめる法の技術は、法關係を拡大し精密化し又自然人はこれによって自己の活動を分離独立せしめ、それに永続的な生命を与えると共に彼の複雑な社会的機能にいよいよ力を与えた。いま、法人の实体を探る場合にまづ考えなくてはならないことは、かかる法主体が妥当する法關係についてであらう。公益法人法体系の規定する法關係は、公益の生産分配を行う法主体と、この分配をうけるところの全体社会に於ける個人又は最終的にはこの個人に再分配するであらうところの公益事業体との關係である。ではかかる法關係の項としての法主体に應ずる实体が實在するであらうか、實在するとしてその性質は如

何。この争われた法人理論に対する差当つての解答には(1)自然人の外に、何故公益事業を行う法主体を認めなくてはならないか、(2)現行公益法人法は公益法人の実体をどうみているか、を要求するであろう。

(1) (イ)公益事業は一般に永続的、集团的に行われなくてはならない。公益の生産は不断に且つ拡大化に向つて行われる要請があるから。公益の生産は勿論個人又は個人の集団によつても短期には果される。しかしこれを永続的、組織的に行うためには、社員の欠乏、財産の減失がない限りにおいて、生産主体が個人の生死を超えて存在する団体によつて果される。(ロ)更に、権利義務関係からみても、この団体に関して生ずる権利義務関係を、その構成員に全て帰属せしめることは、当該個人の権利義務と混同せしめ、且又、多方面に亘る生活関係即ち権利義務関係をもつ近代人の提供する活動の一部分の結合体が、彼と別個独立の権利義務主体となり得ることになれば、彼は自己の好む限りの責任と権利をその権利義務主体に対して持ち得る、という極めて便利な法生活ができることになる。社会も亦、これら団体から生ずるさまざまな権利義務関係をその個々の構成員に対して主張するよりは、確定した法主体に対して主張できる方が、より便利であろう。(ハ)更に右の社団も財団も、法主体たり得るための、独立した利益と目的をもち、それらを実現するための独立の意思(註4)と手段をもち得ることとは否定できない。

(2) 現行公益法人法は、民法(三四)を初めその他みな公益法人の実体として社団、財団又はそれらの中間的性質をもつ団体を予定している。そしてそれら団体は現実には公益の生産分配事業を行うものと考えている。かくて、法主体たり得る条件を備えている事業体に対して、法人格が与えられることになろう(註5)。

(c) 公益法人の財産の構造について。公益法人も他の事業体と同じく、財産の大きさ、構成などさまざまであ

る。ここでは自己財産（自己の所有する財産）と他人財産（他人から借入れたり寄託をうけた財産）とに分けて考察する。一般的に云えば、公益法人は自己財産の多い方がその経営上望ましい。借入金返済は公益の生産分配を圧迫し、場合によっては法人の経営を破局に追込むおそれが多い。しかし、近時の大部分の公益法人は自己財産が少ない。その事由としては、農地の強制的買上げ、建物什器等の被戦災又は老朽化、貨幣価値の急激な下落、戦後の寄附金品の減少などが主なものである。他人財産の導入も確実な事業のためであれば差支えないし、それによって公益の生産が高まり、当該法人の資産をおびやかすことがなければ、むしろ望ましい。例えば私立学校振興会、社会福祉事業振興会又は日本育英会のように、国家からの借入金を転貸して間接的ではあるが公益事業を行い（註6）、又は他人の所有に属する美術品、天然記念物の如きの寄託をうけてこれを公衆に展示したり、学校法人が私立学校振興会から借入金をなして、その経営する学校施設の改善をはかるなどこれに該当する。

公益法人はその財産を基本財産と通常財産とに区分してその管理の方法を異にする場合が多い。民法はかかる区分を要求しないが、主務官庁例えば文部大臣は昭和十一年に命令（註7）を出して、民法法人の基本財産の指定をなし、その処分を大臣の承認にかからしめ、又、通商産業大臣は昭和二十六年に、社団法人も一定の基本財産の所有することを期待するような通牒（註8）を出している。敗戦後の諸立法（註9）及び公益法人の自治規定にはかかる区分を認めているものが多い。基本財産を置く理由は、一方において基本財産からの果実収入を当該法人の重要な財源にしようとし（註8）の通産次官通牒参照）、他方法人の財産中特にその事業に重要なものの処分等につき監督庁の承認にかからしめてそれらの減損を避けようとしている（註10）ことなどであろう。

しかし右の期待にも拘らず、敗戦後は特に、基本財産からの果実収入の少ないことは後に触れる通りである。通常財産は基本財産以外の財産である。通常財産の処分については主務官庁の承認を要しないから、法人の財産運用の面からみると通常財産の多い方が便利である。

公益法人の財産運営についての一般的規定はない。従って理事はその職務を個々の法令及び自治規定に従い、善良なる管理者の注意を以て行えば足りる、特別の法令としては例えば宗教法人が財産処分をなすとき及び特に不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分若しくは担保に供するときは、信者その他の利害関係人に公告しなければならない（宗教法人法二三）とか、日本育英会が業務上の余裕金を運用するには、公債又は主務大臣の認めた有価証券の取得云々をしなければならぬ（日本育英会法一九）の如きがある。

公益法人はその所有財産を換価、換物することが認められる。これは場合によっては法人の財産的基礎を危くし、法人の債権者に不利益を与えるおそれがあるから慎重に行わなければならない。しかし、法人の財産の減少若しくは滅失のおそれがないことが明かなとき又は換価、換物によって正当な利益が得られると認められるときは、法人の資産維持の要請からも亦法人が収益事業を認められる法理からも許されなければならない。この場合、監督庁の承認を要するものとなす例（註11）が多い。

公益法人が解散したとき残余財産があればそれを誰かに帰属せしめなくてはならない。（民法七二等）。この残余財産処分について一、二の点をみよう。残余財産の帰属者を法律が指定する例（放送法五二条は、日本放送協会の残余財産は国庫に帰属する、としている）は少ないが、帰属者の指定の範囲を限定している法律の例（社会福祉事業法二九条は、社会福祉法人がその定款に残余財産の帰属者を定めるときは、その者は社会福祉法人その

## 公益法人法論（七）

他社会福祉事業を行うものの中から選定しなければならずとし、又商工会議所法六二条は、商工会議所の残余財産は、商工会議所又はその目的と類似の公益目的を有する法人その他の団体（註12）に帰属させねばならないとする）は少くない。最も多いのは、帰属者の指定を各法人の自治規定に委せ、指定のない場合に類似の団体又は国庫に帰属するとするものである（註13）（例、民法七二、宗教法人法五〇）。

この最後のような法律の規定のある場合でも、大部分の法人はその自治規定に、個人を帰属者として規定していない。残余財産の帰属者の指定を法律が右のように區別しているのは、当該法人の公共性の強弱、法人の自主性又は財産権に関する立法者の認識の差違、公益法人法政策に基く。公共性の強い法人はその残余財産と雖もやはり公共性の強い事業に帰属せしむべきだとし、私的性質の強い法人の財産は原則として私人の自由な処分にするのが正しいとし、更に宗教、学問等に関する事業を行う法人の財産は、解散後の財産でさえも宗教、学問等の自由を侵すおそれのある方法でその処分を規律してはならないと考えるのである。思うに、理論上公益法人の財産は既に公益事業のために拠出者の手をはなれたものであるから、解散後の財産も亦、公益事業のために用されるのが最も正しい。唯、公益法人政策としては、公益法人の設立又は寄附若しくは社費の提供等を増加せしめるためには、財産の拠出者の指定する者に帰属せしめるのは必ずしも不利ではあるまい。民法七二条は初め第一項を原則と考えていたのであるが、近時の公益法人法理論は、むしろ第一項を第二項の例外のように考えているかにうけとれる。

註1 例えば社員の労務の拠出のみによって公益事業を行う場合である。もっともこの労務を財産とみれば別であるが。

註2 この点、自然人は全く財産をもっていなくても権利主体たり得る。

註3 フランスの非営利社団に関する法律 *Loi relative au contrat d'association* (1. Juillet 1901) Art. 6 41 「法

規に従って届出でた全ての社団は(この社団は法人格を取得する——筆者)何ら特別の認可なくして、裁判所に訴へ、  
国家、府県、市町村の補助金外以に(次のものを)有償取得し、所有し、管理し得る。

一 社員の社費又は、一万フランを超過することのできないそれら社費が免ぜられるところの金額

二 社団の管理に充て、及び社員の集合する場所

三 社団が自ら定めた目的を遂行するのに蔽に必要な不動産」

としている。

註4

社団は社員の結合体であるが、そこには各社員の共同意思の成立を否定できない。若しこれを否定すれば、結合体は成立し得ないであろう。この意思は一の社員の意思の外に他の社員の意思も含まれるから、各社員の意思とは独立している。財団も設立者によってその目的と意思表現の方法を与へられている。

註5

「主務官庁ノ許可」(民法三四)の際には、法令の示す社団又は財団としての社会的実体を有するか否か、を調べる仕事も含まれている。

なお昭和二六年、通商産業事務次官通牒は「通商産業大臣の所管に属する公益法人の取扱方針」の中で、法人設立の許可には「二、社団または財団の実体が実存するものに限り許可すること」と云っている。この場合、実体の有益は、实地調査の外、過去の事業実績、資産及び社員の有無などによって知り得るであろう。

註6

この場合のように転貸又は貸付けること自体は貸金業と異ならないが、その貸付金の使途が明かに教育又は慈善等の公益目的のみに限られ、且つその利益をうける者が最終的に不特定多数人であれば、この事業を公益事業とみて差支えないであろう。

註7

明治三二年文部省令三九号「文部大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設者及監督ニ関スル規程」(昭和一一年文部省令一九号に



公益法人法論(七)

より改正した)及び昭和十一年「文部省告示三六〇号文部省大臣ノ主管ニ属スル法人ノ設立及監督ニ関スル規程第五条ノ基本財産ノ指定」。

註⑧ 昭和二十六年、通商産業事務次官の依命通牒、「通商産業大臣の所管に属する公益法人の取扱方針について」。

註⑨ 例へば、宗教法人法五二条、昭和二五年文部事務次官通牒「私立学校法の施行について三」、など。

註⑩ 法律に特別の規定のない限り、行政行為によって監督庁が法人の財産処分などに承認その他の制限を加えるのには一定の限界がある。一方には、法人の「所有権」の行使を侵すおそれがあるし、他方には、右の制限によって当該法人の基本的権利たる「自由」を侵すおそれがあるから。

註⑪ 例、前掲⑦の明治三二年文部省令三九号。

註⑫ 例、商工會議の連合会、商工会、商工相談所、物産館。

註⑬ フランス法の規定と解釈の一例を示そう。

前掲の一九〇一、七、一の法律第九条は「任意の又は裁判所の宣告による解散の場合に於て、社団の資産 *Bien* は定款に従い又は定款に規定がないときは社員總會の決定する規則によって帰属する」としている。コラン、カピタン共同出版の *Précis de Droit Civil, Tom. I., P. 409* は「法人の解散の場合に、必ずしも財産 *patrimoine* を構成員に分配する必要はない」「法人の資産は類似の目的を追求する他の法人格者に、しはしば帰属する」とし、又マンウはその著書 (H. et L. Mazeaud et J. Mazeaud; *Leçons de Droit Civil, Tom. I.*) 六一二頁で、「社団の資産は、定款(中略)の規定なくしてはその構成員に分配できない。それは普通、社員總會の決議により類似の社団に帰属するであらう。

財団がもはや活動できなくなったときは、その資産は設立者の意思が、同じ目的を追求する事業にその資産の交付を予定しているように解釈されない限りは設立者又はその相続人に返還される。

同様に、原則として国家は解散した団体の資産を取り上げない。それにも拘らず国家の利益のために法人の資産の没収の実例をこと欠かない。立法者は法人の活動が社会利益法規 *ordre public* に反すると評価して解散を命ずる。そこにおいて没収と結合する。極めてしばしば没収は解散のほんとうの動機となる」といっている。

なお、カピタンは、財団の資産の帰属につき「最上の解決は、財産は類似、謂はば財団が失くしたと同じ目的を追求している事業に帰属せらるべきである」と届出せることである。(H. Capitain; Introduction à l'étude du Droit Civil, 1912, p. 195) と云つてゐる。

又、フランス法では「合法的に承認せられた宗教団体は法人格が所属する」(Pierre Voirin; Manuel de Droit Civil (Capacité) p. 41) が、法律は、かかる「宗教団体のメンバーが宗教団体に入る前に所属するか又はその後彼ら所属するであろうところの資産や有価証券 *valeurs* は、或は遺言なく *ab intestat* も相続により直系又は傍系に、返還される」(前掲一九〇一、七、一の法律一八条七項)としてゐる。

ドイツ民法 (BGB) には、

第四五条 社団の解散又は権利能力の剝奪と共に、財産は定款に規定する人に帰属する。

定款には、帰属権者は社員総会又は他の社団の機関の決議により決定される、と定めることができる。もし社団の目的が経済的營業に関して向けられないならば、社員総会は、かかる規定なくしても財産を公の財団又は營造物に指定することができる。

帰属権者の指定がないときは、財産は、若し社団が定款に従つて専ら社員の利益に役立ただうとするなら解散又は権利能力剝奪のときに現存する社員に平等な割合で、然らざるときは社団がその住所をもつ裁判管轄区域内の連邦の國庫に帰属する。

第八八条 財団の解散 *Erlöschen* の際、財産は寄付行為 *Verfassung* に規定する人に帰属する。(この場合) 四六条

公益法人法論(七)

## 公益法人法論（七）

乃至五三条の規定が準用される。

第四六条 社団の財産が国庫に帰属したならば、国庫に法律上の相続財産として帰属する遺産に関する規定が準用される。国庫はできる限り *trust* 社団の目的に一致する方法で（この財産を）使用すべきである。

第四七条 社団の財産が国庫に帰属しないときは、清算が行われなければならない。

などの規定がある。

## B 公益法人の經理

本項では、公益法人の經理 *accounting* に関して問題になりそうな点に少しく触れる。これにはまづ公益法人としての性質上、若干の基本的前提を認めなくてはならないであろう。即ち、公益法人の經理は家計から及び国家、公共団体の支配から独立しなければならないこと、非営利事業でありながら積極的に公益の生産を行わなくてはならないこと、その収入には国家、公共団体のように公権力による徴収の方法がないこと、などである。

(a) 公益法人の經理は家計のそれから分離されなくてはならないという極めて当然の要請は、規模の小さい個人事業的色彩の強い法人、例えば民法法人、宗教法人等の一部に向けられる。法人を設立し、経営に参加し、果は法人を私物視する。その経営は多分に生業的であり、經理は家計的である。理事は法人の経営を自己の家計と混同して行う場合が多い。理事の家計に経済的予猶が生じたときはその金品を法人の事業に使い、そうでないときは法人の事業に力を注ぎ得ない。却って法人の資産に彼の生活が依拠する。小規模の法人は、収入のないときが多く、一年に又は数年に一、二度の事業を行うに過ぎない。このような法人と家計の經理を分離することは、現実には余り意味をなさないが、理論上は区別をしなければならぬ。更に公益法人の經理は公の支配から独立

しなければならぬ。凡て事業体はそれが健全であれば独立と自由を選ぶ。法人の経理が公の支配を受ける場合は、所謂公的公益法人又は私的公益法人が公の財産の交付（註1）を受けるときに多い。唯、この場合の公の支配は、公の財産の交付に伴う経理に対する監督であつて、公益法人の自主性例えば目的たる事業の遂行に支障を来すまでには及び得ない。公の財産の交付の目的は公の支配のためではなくして、公益事業を有効に行うためにある。この点が経理の監督の出発点である。

(b) 公益法人は、法人も社員も設立者も営利を目的とし得ない。法人が仮に一時的に余剰を生じたとしてもそれは結局公益事業に使わなくてはならない。しかも公益事業は継続的、積極的に、長期に於ては拡大化の方向に、遂行されねばならない。これに應ずるための公益法人の経理はどんなであるか。まづ公益法人の事業計画、収支予算、財産目録等について考察する。

(1) 事業計画。事業を合理的に行うためには計画をたてなくてはならない。公益事業の性質上、その計画は確実なものでなくてはならない。このためには又確実な予算の裏付けを必要とする。事業は継続的に行うように計画すべきであろう。この継続的というのは、公益の生産及び受益者の継続することを意味する。

(2) 収支予算。収支予算は事業計画に相応するが、その収支は明確且つ確実なような留意すべきである。特に必要のない限り翌年度への繰越金を作らないこと、積立金は公益事業の継続に必要な限度に於てなし、拡大再生産のための費用は公益事業費の中に計上しないこと（註2）、間接費、積立金、収益事業費等に比較して公益事業費をできるだけ多額に計上すること、多額な創立費の如きは数年度に亘つて分割計上することなどに注意すべきであろう。

## 公益法人法論（七）

### （イ） 収 入

一体公益法人は常に収入不足の状態にある。しかも国家、公共団体のように強制的収入をはかる道がない。そこで、公益法人の経理は入るを計って出るを制することになる。

公益法人の収入を大別すると、当該法人の所有財産からの果実収入、公益事業収入、収益事業収入及び社費、補助金等のその他の収入である。果実収入は公益法人にとって最も望ましい基本的のものであるが、唯社団法人は必ずしも財産をもつ必要はない。公益事業収入は謂わば副次的な収入であって、元来公益事業は余剰を生じないものである。収益事業は公益法人では理論上はむしろ例外的にのみ認められるものである。勿論その運営と収益の使途に過誤がなければ排斥せらるべきではない。

（甲） 財産収入。法人の所有財産からの果実収入には、例えば不動産の賃貸料、公社債及び預金の利子、株式の配当などが多い。株式の配当以外は比較的確実に継続的に入ってくるから公益事業の性質に合致する（註3）。しかしこれにも拘らずその収入は比較的少ないのが現状である。これは不動産の賃貸料が低廉なこと、法人の財産の絶対額が少ないことなどに基く。理想としては所有財産の「果実によって法的組織体として……の活動を営み得る程度（註4）」（前掲通産次官通牒）の資産は必要とされよう。

（乙） 公益事業収入。公益法人は所有財産その他からの収入がないときは、少くとも、公益事業からでも、公益の直接生産費を償うに足りるだけの収入がないと長期に於て事業を持続できない。かくて公益の分配にも対価を得て行われる。対価たる生産原価の中には勿論固定資産の減価償却費も含まれるであろう。

公益事業が対価を得て生産分配を行う場合に、その収益が収益事業的のものか否かの区別はむづかしい。収益

は事業は特別会計になっているからはその点から区別し易いが、かかる区別のない公益事業が収益事業とすれすれの程度又は方法で行われているときその区別は困難である。この場合、例えば通信教育のために発行するテキスト又実験実習用の資料の頒布目的が教育目的であるからその収入は全部公益事業収入であるとか、又は、頒布価格が原価を超えるときは直ちにその超過部分が利益であるというような形式的な論理にとらわれず、かかる公益事業に附随する収入についての利益の判断は、当該事業の行われる現実の社会経済状況と比較衡量して決めなくてはならないであろう。従つて右側の如き場合、若干の手数料を頒布価格に織込むために直ちにそれが収益であるとは云えない。公益事業もその維持継続を基本的要請とするから、そのためには、場合によれば原価を越す価格で売る必要もある。この最高価格は同種又は類似の事業を行う企業の販売価格の平均を下まわるを限度とするであろうか。

若干の法律は公益事業収入を認めている。例えば商工会議所法一四条は商工会議所は使用料又は手数料を、図書館法二八条は私立図書館は入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴取できるとし、又放送法三二条は日本放送協会は受信料を原則として免除してはならないで徴収せよ、と規定する。政府も亦嘗て(註5)(財団法人の研究所に関し)「利益のための製造」を特に認める法律はない、しかし法人の目的たる公益事業遂行に伴う収益はこれを得ることはできる、とした。

(丙) 収益事業収入。収益事業収入は法人の財産収入、公益事業収入、寄附金其の他の収入をもつてしては公益事業遂行のための費用に不足があると思われる場合に限り行われる「補助的手段に過ぎない」(前掲、通産事務次通牒)。この最後のたのみとする収益事業も実は収益が少くない。この原因は、収益事業の種類、方法が限定

## 公益法人法論（七）

されていること、収益が収益事業のために再投下されないことからその資金が多くなならないこと、経営者に人を得がたい、ことなどによる。

（丁） その他の収入。この収入は公益法人の財産や事業による収入でないから、特に国家、公共団体の公益法人政策、公益事業に関する社会の認識の程度及び景気の動きなどによって影響される。以下、主なものを拾ってみる。

（一） 社費、会費。ここで社費とは社員が定款その他の規定に基づき社員の義務として拠出する金品を指し、会費とは社員以外の所謂会員が法人の自治規定に基づき、或は公益の対価として、或は法人の経費の一部を負担する目的の下に、法人に拠出する金品を謂う。法人は社費を納めた社員に対してその反対給付として公益を分配するものでもなく、亦当然その義務もない。

社団法人の事業は社員の物心に亘る拠出によって行われる。社費の納入は社員の最も重要な義務の一である。（例えば日本赤十字社法一五条及び商工会議所法一八条は社費の納入義務を規定し、商工会議所法四四条はこの納入不履行は社員の解任事由とする）。しかし現実には社費又は会費による収入は不確実且つ不十分である。蓋し社費及び会費は通常低額であり、社員及び会員の退社が自由であり（例、日本赤十字社法一二、一三）、その上社費は単に贈与に過ぎないと一般が考えるようになる。公益事業に対する社会一般の関心の程度が強く影響して来る。又社費、会費の滞納に対する強制徴収の煩わしさ等がそれらの納入を尠くし、滞納に因る除名、社員権の停止（例、日本赤十字社法一三、同社定款一四、商工会議所法二〇、二一）等がそれらの減少に一層拍車をかける。

社費の拠出は前に触れたように贈与に準ずる契約の履行と考えられる。従って特に附款のない限り、社費に見

合う公益の分配又は残余財産の帰属など主張できない(註6)。会費については法人の自治規定が定めるが、その抛出は主として当該法人に対する経済的援助の意味をもつものと、主として当該法人から公益の分配を受けるための反対給付として納めるものと、それら両者を併せ含むものとなることは右に触れた通りである。

(Ⅱ) 補助金、寄附金。ここで補助金とは所謂助成金、奨励金等を含めて国家、公共団体が公益法人に贈与する金品を謂い、寄附金とは国家公共団体以外のものが公益法人に贈与する金品を謂う。

補助金。「公の支配」に属する法人であって「慈善、教育若しくは博愛の事業」を営むものは公金その他公の財産の交付をうけることができる(憲法八九)。この憲法の規定をうけて私立学校、社会福祉事業法、私立学校振興会法及び社会福祉事業振興会法の如き立法がある。又新憲法制定以前にも既に中央卸売市場法八条(註7)、公益質屋法三条(註8)のように、一定の設備に要する費用の何割かを補助するというような規定がある。憲法八九条に例示する事業を営む法人が、公の財産の交付をうければ「公の支配」をうけることになるが、この「公の支配」はせいぜい交付した補助金などの経理を監督したり又はその結果の報告を徴したり(社会福祉事業法五六、私立学校法五九)する程度のものであって、法人の目的、事業その他法人の自主性に影響を及ぼす程の支配力を及ぼし得ない。補助金は法人の収入を増す利点があるが反面その経営に依頼心をつよめ何らかの「公の支配」のおそれもあるため、例えば図書館法二六条は、私立図書館を経営する民法法人に対して、国又は地方公共団体は補助金を交付してはならない、とする。補助金を交付する場合は、或は法人の設立に際し、或は事業の執行に際し、或は法人の施設の補給に際して、などさまざまである。

寄附金。ここでは一の法人がその収益事業の収益を自己の公益事業に支出する場合(註9)を除外して考える。



## 公益法人法論（七）

寄附金は戦後特に少ない。それには種々の原因があるが、財閥、大企業その他従来寄附の多かった団体の実質的收入減、個人の生活の不安定、寄附金募集手続の煩雑さ（註10）等が主であろう。

（Ⅲ）借入金、公債。公益法人の借入金又は公債（例えば学校債）は低利且つ長期のものでなくてはならない。又、借入れを容易にするためには国家、公共団体又は有力な機関の保証が望ましい。私立学校振興会及び社会福祉事業振興会のような金融的役割をする機関が、公益法人、特に私的公益法人に対して必要である。若干の法律（註11）は借入金又は公債について規定している。

（Ⅳ）以上の諸収入の外に、委託事業に対する受託料、社員の義務懈怠に対する過怠金（商工会議所法一九）などがある。

（Ⅴ）免税。公益法人であるため、又は公益事業のための財産であるために特に課税免除されるのは謂わば一種の消極的収入である。思うに公益法人が免税される事由の主なものとしては、公益法人の事業目的が徴税主体である国家、公共団体と同じであり、その上営利は認められず、強制的収入の道がないことなどによるであろう。いま、公益法人に対する免税措置に関し、一九五四年八月二七日のシャープ使節団の「日本税制報告書」を抄録して、その大綱をうかがおう。

非課税法人は民法又は社会事業法によって設立できるが、設立後の活動に関しては何ら監督が行われていない（この点税の面からは正しかったかも知れない——筆者）。このため租税法規は、まづ法人が租税を全部又は一部免除されて運営し得る目的及び趣旨を明瞭且つ具体的に規定するよう改正するべきである。免税の資格は当該法人の過去の活動が、関係法規の下で免除されるべき事由があるかどうか判定するために三年毎に審査されよう。現

在法人税第一八条は宗教法人が収益事業に關して申告し、その利益について納税しなければならぬとしてゐるが、この規定は非課税法人を含む全ての法人が毎年その一切の収支を含む申告書を提出するようその適用範圍を擴張すべきである。多くの非課税法人は収益を目的とする活動に従事し一般法人及び個人と直接競争している。若し利益がないか、その利益を全部（公益事業に）分配していたとすればさして重要問題ではない。しかし調査によるとこの利益は、その活動を更に擴張するか又は饗宴のために消費されている。これは免税を正当化するためには極めて薄弱又は無価値である。改正地方税法六三条は、法人税を免除されている一切の法人には事業税を免除しているが、収益事業からの収入には免除しないで事業税が課せらる。免税は余りにもたやすく濫用され又は好ましからざる差別待遇を生ずる。公益団体に対する寄附は現行法上一定の比較的少額の非課税限度を除いては贈与税、相続税を課せられている。我々は慈善を目的とする寄附に贈与税が課せられている事例をみたことがない。米國に於ては非営利公益団体に対する贈与の免税は無制限である。かかる取扱いはしばしば贈与者又は彼の相続人が支配する慈善団体を設立することによって濫用されてきたと云うが、これには適當な防衛方法がある。勿論贈与者も相続人もその法人の事業から（一般公衆としての資格なら別であるが）直接間接をとわず實質的利益をうけてはならない。以上のシャウプ勧告をうけて今日の公益法人に關する税制の大綱は改正された。従つて例えば民法上の財団法人、社団法人及び学校法人等各種特別法により設立された公益法人についてはシャウプ勧告による税制改正までは法人税は課税されていなかったが昭和二五年の改正により、これら公益法人についても、収益事業から生ずる所得については法人税が課せられることになつた（松井靜郎「公益法人の収益事業に對する課税税」経通信九八号）

次に現行の公益法人に対する免税の概要を一べつすると（一）非課税法人に該当する法人は、特にその事業内容が公共性の強いもので（註12）、①所得税法（三）では①日本赤十字社、商工会議所、民法法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、準学校法人（私立学校法六四、Ⅳの法人）及び②日本育英会、私立学校振興会、日本放送協会であり、②法人税（法四、Ⅰ）では日本育英会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、日本放送協会、であり、③地方税では①事業税（地方税法七二の四）では、日本育英会、日本放送協会、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、②市町村民税（地方税二九六）では、日本赤十字社、日本育英会、学校法人、準学校法人、私立学校振興会、社会福祉事業振興会、宗教法人、博物館法による博物館又は研究を目的とする民法法人等、③固定資産税（地方税法三四八、二）では、学校法人、日本赤十字社、日本放送協会、民法法人、私立図書館経営の民法法人、博物館経営の民法法人及び宗教法人の固定資産、私立学校振興会、宗教法人、商工会議所である。その他 ④登録税では日本放送協会、宗教法人などがある。

右の外（二）非課税財産としては例えば①法人税（法五Ⅰ）では日本赤十字社、商工会議所、民法法人、社会福祉法人、宗教法人、学校法人、準学校法人等の行う収益事業（註13）の所得以外の所得（但し民法法人の収益事業から公益事業への寄附金については、当該年度の所定金額の百分の三〇が除外され、又社会福祉法人は右の場合百分の五〇が免税となる）。②地方税では（Ⅰ）事業税（地方税法七二の四、七二の五）につき民法法人、学校法人その他公益法人に事業税を課し得ないとし、（Ⅱ）固定資産税（地方税法三四八）では、文化財保護法による文化財、宗教法人、学校法人、準学校法人、日本赤十字社、私立学校振興会、商工会議所の固定資産並に民法法人の経営する私立図書館及び学術研究を目的とするもの、社会福祉事業に用いるものなど、免税される。民法法人の

固定資産税は、明文をもって免税となっていないから徴税の余地はあるが、実際は免除されているようである。この外、法人税について、免税点の特典、軽課の特典などがある。

(ロ) 支出

(a) いうまでもなく公益法人に於ては、その全支出の中で公益事業費の多いことが望まれる。このことは一事業年度についても云い得るが、場合によると数年を通してみて云わなければならないこともある。公益事業の拡大又は持続のためには多少の例外を認めなくてはならない。一般に公益事業は人件費が多いと云われる。しかし、この所謂人件費の中に公益の生産に直接従事するもの、例えば学校の教師、寺院の僧侶の如きが含まれていれば、それは公益事業費に該当するであろう。一般的には、公益事業は物財の生産と異なり機械が使えないし、又大規模な組織によって生産を行うことが不可能な場合が多い。一の事業体はまづその存続のための経費が支出され、その後に事業費が支出されるであろう。この存続のための経費は相対的になるべく少なくしなければならぬ。

(b) 公益法人が公益事業費を支出する場合に二の方法がある。一は、当該法人が自ら直接に公益の生産分配事業を行うために支出する場合で、多くの公益法人はこの方法を採用している。他は、他の公益事業体に支出する場合で、例えば私立学校振興会、社会福祉事業振興会、宗教団体の援護を行う民法法人、自転車振興会のようなものである。このような事業が果して公益事業であるかについて、かかる支出の対象たる事業が明確に公益事業であり、且つその支出が公益事業に殆んど全部有効に使われているならばかかる支出は公益事業費として差支えないと思う。但しこの場合、当該法人は他の公益事業のために金品を提供することを主目的とする場合でなくて

はならない。営利法人がときたま公益事業に金品を提供しても公益法人たり得ない。上記の事業を行う公益法人が生れた事由は主として分業に基づく。福祉の生産技術をもたないとか、適当な人を得ないとかして彼自ら公益の生産を行うよりも他の公益事業体が行った方が有効適切であろうとする場合などにおきる。この二方法中何れの支出が有効かについては法人又は事業の種類、性質等によって容易に判定しがたいが、概して云えば当該法人の経費が少ないとか、公益の生産技術をもたない場合などに後の方法が有効であろう。

(3) 財産目録、収支決算書等。財産目録の作成は一般に公益法人の義務とする(民法五一、放送法四〇、商工会議所法三九、放送法四〇、日本育英会法二〇、社会福祉事業振興会法二八、私立学校法四六、私立学校振興会法三一、宗教法人法二五等)。財産目録作成の方法、形式等については、法は会計その他の知識、慣行に委せているが、法人の債権者に対しては法人の財産が唯一の担保であること、又財産目録が公益法人の会計制度の中心をなすことなどから、財産目録は法人財産の現実の状態の真実を示すものでなくてはならない。作成の時期、評価の基準などについて特に規定のない限り商法の規定を準用して差支えないのではあるまいか。

収支決算書の費用項目はなるべく予算書に應じて作らるべきであろう。或種の公益法人法(例、商工会議所法三九、放送法四〇、日本育英会法二〇、社会福祉事業振興会法二六、私立学校振興会法三一)は、収支決算書、損益計算書、貸借対照表の作成を義務づけている。

### C 財産及び經理の監督

公益法人法によっては、法人の財産又は会計の状況等の報告義務を課し(例、社会福祉事業法三八、五四、商工会議所法五七)、又經理の監査については法人の内部機関によって行う外、国家機関によって行うことを規定

するものがある（例、商工会議所法三九、放送法四〇）。

註① 学校法人又は社会福祉法人の夫々、私立学校振興会又は社会福祉事業振興会からの借入は理論上公金の借入れではない。蓋しそれら振興会は公法人ではなく、又その金銭の貸与は公金の媒介によってなされたものでもなく、当該法人が一たん借りて（私的）所有権を得た金銭を改めて貸すのであるから。

註② 例へば、林野を入会地として所有する民法法人が、その決算書の歳出の部の（公益）事業費の中に「造林費」「山林管理費」「手入費」などを計上している（川島武宣、潮見俊隆、渡辺洋三編「入会権の解体」I、二九〇頁——三一七頁に引例する事例）のは適当でない。

註③ 前掲通産事務次官通牒「通商産業大臣の所管に属する公益法人の取扱について」は「抑々公益法人がその目的とする公益事業を遂行するための経費は、社団にあっては社員の会費、財団にあっては基本財産の果実等をもって充足するのが原則である」としている。

註④ 「法的組織体として……活動を営み得る程度」というのは、恐らく当該法人が、事業体としてその存続を保ち得る程度という意味であろう。従って法人によってさまざまで、一概には云えないが、最下限では例へば理事又はその事務補助者一名の手当、事務処理費などの管理費で、凡そ総支出の三〇パーセント位であろうか。

註⑤ 昭和三年五月二六日の、財団法人の研究所に關するESSの質問に對す（政府の）解答第三項。

註⑥ 例へば放送法附則八項が「（民法法人たる）社団法人日本放送協会は前項の命令（主務大臣の出資金額返還命令——筆者）が、あったときは（放送法による日本）放送協会の成立の日までに、社員の出資した金額を社員に返還しなければならぬ」としているが、これは民法法人たる日本放送協会の定款に、右の返還の旨が特に規定してあって場合に限られる。

註⑦ 同条は、主務大臣は中央卸売市場を開設する民法法人に對して、命令の定むる設備に要する費用の三分の一以内の補助

## 公益法人法論（七）

金を交付することを得、とする。但し、改正現行法は、中央卸売市場の開設者は地方公共団体のみとした。

註⑧ 同条は、公益質屋を經營する社会福祉法人に対し、国庫は予算の範囲内に於て、公益質屋の設備に要する経費の二分の一以内を補助する、と規定する。

註⑨ 収益事業の収益を公益事業に注ぎ込むのは、会計上は利益の処分であつて収益事業の損益に係せしむべきではない。併し、この場合その支出金全部を利益の処分とするのは酷であるから、これを寄附金とみなしている（松井静郎「公益法人の収益事業に対する課税」税経通信九八号一〇四頁）。

註⑩ 例えば、寄附金募集には、昭和二五年四月一日「金銭物品等の寄附募集に関する条例」二条及び三条による都知事の許可の如きをする。

註⑪ 例、日本育英会法一七、福会福祉事業法五六、私立学校法五九及び放送法四二。

註⑫ これらは株主のように利益の帰属者でないことから、源泉税的性質を有する法人税から除外されることもある。

註⑬ 法人税法のいう「収益事業」は、対価を得て行う継続的行為で、同法施行規則一条の二に掲げるものを指す。但しそれらの業種でも特に収益事業とされない場合もある（大蔵省主税局通達、「法人税の取扱」一章二七項参照）。